

No	資格情報のお知らせに係るよくある質問	回答
1	「資格情報のお知らせ」を通知する目的は何ですか？	健康保険証に紐づけられた個人番号（マイナンバー）も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています 正しくご自身の個人番号（マイナンバー）が登録されていることをご確認ください、加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことが目的です
2	マイナンバーカードを持っていません。マイナンバーを確認する方法はありますか？	マイナンバーを確認する方法は3つあります（マイナンバーカード裏面を除く） ①通知カード（2020年5月25日廃止 *再発行不可） ②個人番号通知書（2020年5月25日以降発行） ③お住まいの市区町村窓口でマイナンバー入りの住民票を取得する  ※①または②を紛失した→お住まいの市区町村窓口へご相談ください
3	「資格情報のお知らせ」は、どういつきに使うのですか？	想定される使いかたは2つあります ①マイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」を提示する マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（医療機関にカードリーダーがない時や不具合でカードリーダーが使えない時など）の場合必要です ②保険証に代わって、保険証の記号番号等、資格情報を確認する
4	内容が合っていることを確認しました。 「資格情報のお知らせ」を廃棄してよいですか？	「資格情報のお知らせ」は大切に保管ください Q：No3 回答の通り、必要な場合があります  今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください （マイナポータルでは、資格情報をダウンロードしPDF保存する機能があります）
5	「資格情報のお知らせ」が届きません。届かないのはなぜですか？	つぎに該当する場合は、今回のお知らせの発行対象者ではありません ①健康保険組合にてマイナンバーの紐づけ確認が取れていない ②被保険者本人が海外居所の方とご家族 ③2024年7月25日以降に加入した（加入手続きをした）
6	今回の「資格情報のお知らせ」の発行対象者ではありません。いつ頃通知されますか？	2024年12月2日以降に「 <u>個人番号下4桁を含まない資格情報のお知らせ</u> 」 ※を発行する予定です  ※健康保険組合で健康保険証に紐づけられた個人番号（マイナンバー）が正しいか、登録後すぐに住民基本台帳と突合チェックする仕組みが導入されたため
7	オリックスグループ健康保険組合の資格を喪失する手続き※を行ったが、「資格情報のお知らせ」が届きました。何か手続きが必要ですか？  ※退職手続き、ご家族の扶養を外す手続きのこと	2024年7月25日時点の加入者に対し通知書を発行しています 特に手続きの必要はございませんので、今回の通知は廃棄ください なお、ご不安な場合は、通知書に書かれた個人番号（マイナンバー）下4桁を確認のうえで、廃棄ください 新たに加入した健康保険組合から「資格情報のお知らせ」を受け取ってください
8	「資格情報のお知らせ」を受け取ったが、 <u>記号が変更</u> ※になりました。何か手続きが必要ですか？  ※任意継続へ加入、転籍	「記号」以外の情報が正しい場合は、特に手続きの必要はございません 「資格情報のお知らせ」は大切に保管ください 2024年12月2日以降に、正しい記号が書かれた「資格情報のお知らせ」を発行する予定です なお、マイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください

No	資格情報のお知らせに係るよくある質問	回答
9	「資格情報のお知らせ」の情報が古いようです。何か手続きが必要ですか？	2024年7月25日時点の情報をもとに通知書を作成しています 会社へ変更手続き済みの場合は、特に手続きの必要はありません マイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください なお、スマートフォンをお持ちで無い等、マイナポータルで資格情報を確認できない場合は、2024年12月2日以降に再交付申請を受け付ける予定です
10	「資格情報のお知らせ」の負担割合欄の記載がありません。記載漏れですか？	負担割合欄の記載は、負担割合基準日（2024年7月01日）時点で記載の有無が異なります 70歳以上の高齢受給者の方：記載あり 70歳未満の方：記載なし(空白)
11	「資格情報のお知らせ」に書かれている個人番号（マイナンバー）下4桁が違います。何か手続きが必要ですか？	なぜ情報が違っているかを確認します お手数ですが、オリックスグループ健康保険組合 (kenpo_kumiai@orix.jp) へご連絡ください ご連絡の際、よろしければ、お知らせ欄に記載された質問フォームをご利用ください
12	資格情報のお知らせとして家族分が全て一緒に送付されたが、家族と別居しているため家族分の情報の確認が取れません。どうすればよいですか？	原則、世帯単位で送付しているため、お手数ですがご家族へ転送願います 転送が難しい場合に考えられる対応方法： マイナポータル上で登録されている最新の資格情報を確認する なお、スマートフォンをお持ちで無い等、マイナポータルで資格情報を確認できない場合は、2024年12月2日以降に再交付申請を受け付ける予定です
13	誤って「資格情報のお知らせ」を捨ててしまったが再発行してもらえるか。	今回の「個人番号下4桁が書かれた資格情報のお知らせ」は、1回限りの発行となりますので、再発行はできません マイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください なお、スマートフォンをお持ちで無い等、マイナポータルで資格情報を確認できない場合は、2024年12月2日以降に再交付申請を受け付ける予定です
14	今、持っている保険証はいつまで使えますか？	原則、現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで使用可能です  ※2024年12月2日からの予定 ・従来の保険証の新規発行廃止 *紛失等による再交付不可 ・2025年12月1日まで従来の保険証利用可 *1年の経過措置期間 ⇒原則、マイナンバーカード（マイナ保険証）へ一本化
15	マイナンバーカードを使うので、手元にある保険証を破棄または返納してよいか？	原則、現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで使用可能ですので、それまで大切に保管ください なお、2025年12月1日までに資格の異動（退職や扶養削除など）、任意継続者の資格喪失があった場合は、保険証を回収します